

あわら市監査委員告示 第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年11月30日

あわら市監査委員 北島 登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（補助金）

2 監査の範囲

令和4年度における補助事業の出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

補助事業者：社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会  
所管課及び補助事業名

所管課	補助事業名	補助金の額
福祉課	(1)あわら市社会福祉協議会運営事業補助金 (社会福祉協議会運営：職員に係る人件費)	31,452,704 円
〃	(2)あわら市社会福祉協議会運営事業補助金 (地域住民福祉活動推進：福祉推進員活動に要する経費)	484,200 円
〃	(3)あわら市社会福祉協議会運営事業補助金 (福祉大会開催事業支援：福祉大会に要する費用)	100,000 円
〃	(4)令和4年度新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化補助金	500,000 円

【参 考】

- ・あわら市社会福祉協議会運営事業補助金

社会福祉の向上を図る事を目的として活動するあわら市社会福祉協議会に補助し、社会福祉の育成・活動促進を図る事を目的とする。

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体に対する活動支援を行い、生活困窮者支援体制を構築することを目的とする。

#### 4 監査の期間

令和5年9月20日から令和5年11月15日まで

#### 5 監査の方法

市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また収支の会計経理は適正か、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

#### 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、伊東秀一監査委員は除斥した。

#### 7 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められたが、次の事項については改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨を確認したため省略する。

#### 《共通指摘事項》

##### 不適切な支出入の事務処理

- ・起票伝票の添付書類の不備  
支払いや請求内容を確認できる証拠書類の添付のないものが多数あったほか、請求書や納品書の日付の記載漏れが散見された。
- ・収入伝票の重複起票  
起票番号が異なる、同額、同内容の収入伝票の起票があった。
- ・総勘定元帳と起票伝票の不一致  
総勘定元帳に記載のない起票伝票が複数見受けられた。

以上、支出入の事務処理において、不適切な処理が多数見受けられたことから、複数でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

## 《指摘事項》

### (1) あわら市社会福祉協議会運営事業補助金（社会福祉協議会運営）

#### 人件費実績報告の金額相違

補助事業の完了実績報告書では補助額を 31,452,704 円と報告しているが、年度中に退職した職員 1 名分 2,363,876 円の計上漏れがあった。

また、この事業の実績報告では、他の委託事業や補助事業のうち人件費に充てている額を差し引いて報告しているが、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の人件費分 267,680 円を差引いていなかった。

完了実績報告書等については複数で内容を確認するなど、チェック体制の強化に努められたい。

### (2) あわら市社会福祉協議会運営事業補助金（地域住民福祉活動推進）

特になし

### (3) あわら市社会福祉協議会運営事業補助金（福祉大会開催事業支援）

特になし

### (4) 令和 4 年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金

#### 決算報告の金額不一致

事業の決算書と支出命令伝票の金額が不一致であった（決算書 232,700 円≠支出命令伝票 232,320 円で、決算額が 380 円大きい）。

国庫補助事業（10/10）であるため返還等の処理が必要と思われるので、所管課に報告・相談をして、補助金の返還等の適正処理をするとともに、完了実績報告書等については複数で内容を確認するなど、チェック体制の強化に努められたい。

#### 事業成果の不良

本事業の約 9 か月間の相談件数はオンライン 4 件、来訪・電話 72 回で、事業内容も職員の給与と LED 照明化の支出のみに留まっていることから、計画及び交付条件に従って実施して、十分な成果につながったとは評価し難い。補助金が事業の目的に対して適正かつ効率的な使用となるよう、事業内容を十分に協議して取り組むよう努力されたい。